

令和7年 天草市農業委員会第5回総会議事録

令和7年4月25日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（11名）

1番	山下和弘君	3番	淀川洋一君
4番	黒川紀世子君	5番	平岡敬則君
6番	福島恵美君	7番	光崎修一君
8番	富崎ますみ君	9番	野中幸廣君
11番	赤崎保章君	12番	榎田和壽君
13番	鳴川哲広君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2名）

2番	猪原真滋君	10番	中村三千人君
----	-------	-----	--------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	木村英樹	局長補佐	松本馨
参事	内田富隆	書記	宮川楓大
書記	池上翔		

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第56号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第57号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第58号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第59号	農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第6	議第60号	非農地証明書交付申請について
日程第7		報告事項について

開 会 15 時 00 分

○事務局（木村英樹君） ただいまから令和 7 年天草市農業委員会第 5 回総会を開会致します。それでは山下会長からご挨拶をお願いします。

○議長（山下和弘君） こんにちは。令和 7 年度の初めての農業委員会総会ということで、5 名の新しい農業委員の方は慣れないことが多いと思いますが、タブレットの操作などで分からないことがあったら、職員がいますのですぐにお聞きいただき、少しずつ慣れていってもらいたいです。本日は案件の方は少ないですが、スムーズな議事の進行をよろしくお願いします。

○事務局（木村英樹君） 本日は、2 番の猪原委員、10 番の中村委員より欠席の届出が出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは、議事の進行は会長にお願い致します。

○議長（山下和弘君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） それでは、5 番平岡委員、6 番福島委員を指名します。

○議長（山下和弘君） 日程第 2、議第 56 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。下浦町の譲受人は、大阪府の譲渡人より、下浦町の畑 538 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には柿を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に、申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○4 番（黒川紀世子君） 4 番黒川です。4 月 20 日に現地確認を行いました。地元ではありますが、現地の特定に時間を費やしました。譲渡人の方が〇〇に在住で、農地の管理ができないため、譲受人の方に贈与し、管理してもらえることはよいことだと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 2番について説明します。下浦町の譲受人は、横浜市の譲渡人より、下浦町の畑2,053㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に、申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○4番（黒川紀世子君） 4番黒川です。4月20日に現地確認を行いました。少し荒れかかっている所も一部見受けられましたが、譲受人の方が継続して〇〇を栽培し、管理することはよいことだと思い、確認してきました。また、現地の写真をどこから撮影したのかを航空写真に矢印を付けてもらえると現地確認を行いやすいと思いました。以上です。

○議長（山下和弘君） 写真のことについては、事務局は次回から改善の方よろしく願います。ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 3番について説明します。久玉町の譲受人は、神奈川県譲渡人より、久玉町の田232㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（榎田和壽君） 12番榎田です。今朝、現地確認を行いました。現地の写真のとおりしっかり管理されていたので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 4番について説明します。倉岳町の譲受人は、北九州市の譲渡人より、倉岳町の田 649 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長(山下和弘君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13 番(鳴川哲広君) 4 月 20 日に現地確認を行いました。現在は牧草を植えてあり、刈り終わった後水稻を栽培される予定で、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長(山下和弘君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 資料②の2ページをご覧ください。5番について説明します。新和町の譲受人は、水俣市の譲渡人より、新和町の田と畑 2,135 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道碓石中田線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻と野菜を栽培されています。以上です。

○議長(山下和弘君) 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○6 番(福島恵美君) 6 番福島です。4 月 18 日に中村農業委員と現地確認を行いました。申請地は水稻を栽培される予定で、田植えの準備が終わっていることを確認しました。譲受人の方は高齢ではありますが、地域の担い手でもありますので、何ら問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

○議長(山下和弘君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 6番について説明します。河浦町の譲受人は、河浦町の譲渡人より、河浦町の田1,857㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道389号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長(山下和弘君) 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願い致します。

○9番(野中幸廣君) 9番野中です。4月22日に小山推進委員と現地確認を行いました。譲受人の方は〇〇をされており、地域の担い手として頑張っておられますので、何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長(山下和弘君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(山下和弘君) 日程第3、議第57号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局(池上翔君) 資料②の3ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は熊本市の個人で、栢宇土町の畑107㎡を駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅の駐車スペースが不足しているため、駐車場2台として利用する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○8 番（富崎ますみ君） 8 番富崎です。4 月 20 日に井上推進委員と現地確認を行いました。

以前から駐車場として使われていたところがまだ農地だったという場所でした。始末書も提出されていますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 4、議第 58 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の 4 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑 114 m²を売買により取得し、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅の駐車スペースが不足しているため、住宅 1 棟、駐車場 3 台、庭として整備し利用する計画です。資料③の 3 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 1 番山下です。4 月 19 日に堤内推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思います。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 2 番について説明します。転用者は〇〇の法人で、佐伊津町の田と畑 1,501 m²を売買により取得し、資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。

申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、転用者が営む事業に必要な資材置場、建設機械置場として利用したいため、建築資材・ブロック・目次・型枠等置場、クラッシャーラン・砕石置場、バックホー置場、転回スペース、通路として整備し利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、一部道路として造成しているため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 1番山下です。4月19日に堤内推進委員と現地確認を行いました。周囲は宅地化が進んでいる状況です。また、以前から一部資材置場として使っていると堤内推進委員から話を聞きました。始末書も提出されていますので、ご審議の方よろしく願います。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 3番について説明します。転用者は〇〇の法人で、牛深町の畑115㎡を売買により取得し、〇〇に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道牛深天草線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、〇〇の〇〇を建築したいため、〇〇2棟として整備し利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（榎田和壽君） 12番榎田です。写真や動画のとおり、周囲から取り残された農地であり、周囲への影響も何ら問題ないと思います。右隣の宅地を拡張して、〇〇を営む法人が〇〇している〇〇が居住する場所を構えることが必要だったため、この事業が進められています。問題のある案件ではないと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 資料②の5ページをご覧ください。この案件は令和6年10月に農用地区域からの除外申請があり、令和6年天草市農業委員会第11回総会において許可見込みありと判断され、令和7年3月に除外されたものです。それでは、4番について説明します。転用者は〇〇の法人で、五和町の畑168㎡を売買により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、〇〇の〇〇で利用する駐車場が不足しているため、〇〇1棟、駐車場16台、駐輪場、浄化槽1基、通路として整備し利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 1番山下です。4月20日に原田推進委員と現地確認を行いました。3番の件と同じで、譲受人が〇〇する〇〇が居住する〇〇の駐車場ということで申請されています。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思います。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第5、議第59号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。資料②の6ページから33ページをご覧ください。利用権の新規設定の計画が22件、再設定が2件、更新の計画が33件、再配分の計画が8件、利用権移転の計画が0件、合計65件で、筆数196

筆、総面積が 294,405 m²となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 7 ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 18 条第 2 項の要件」を全て満たしております。

○議長(山下和弘君) それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長(山下和弘君) 日程第 7、議第 60 号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(池上翔君) 資料②の 34、35 ページをご覧ください。非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が 5 件、牛深地域が 1 件、有明地域が 1 件、新和地域が 1 件の計 8 件です。筆数は全体 23 筆、面積は 25,290.05 m²となっております。資料③の 8 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した結果を現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が 2 番と 3 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 4 番から 6 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が 7 番から 9 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が現地の写真です。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が 10 番から 15 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が現地の写真です。全部で 3 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。3 枚目です。次が 16 番、17 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 18 番から 22 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇kmと〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が現地の写真です。全部で 3 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。3 枚

目です。次が 23 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。以上です。

○議長（山下和弘君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認致します。1 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 2 番と 3 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 4 番から 6 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 7 番から 9 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 10 番と 15 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 16 番と 17 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 18 番から 22 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 23 番について意見及び質疑はございませんか。

○3 番（淀川洋一君） 23 番の写真に写っている木はクヌギですか。

○議長（山下和弘君） 事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 木村局長と現地確認を行いました。現地を確認した際に、クヌギの木であれば間違いなく気付いているので、樹種までは分かりませんが、クヌギの木ではないことは確認しています。以上です。

○議長（山下和弘君） 他に質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 7、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の 36 ページをご覧ください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第 4 条、第 5 条の許可不要転用届は 1 件、田を農業用通路として利用したいというものでした。以上です。

○議長（山下和弘君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和 7 年天草市農業委員会第 5 回総会を閉会致します。

閉 会 15 時 40 分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 山下和弘

署名委員 平岡敬則

署名委員 福島恵美